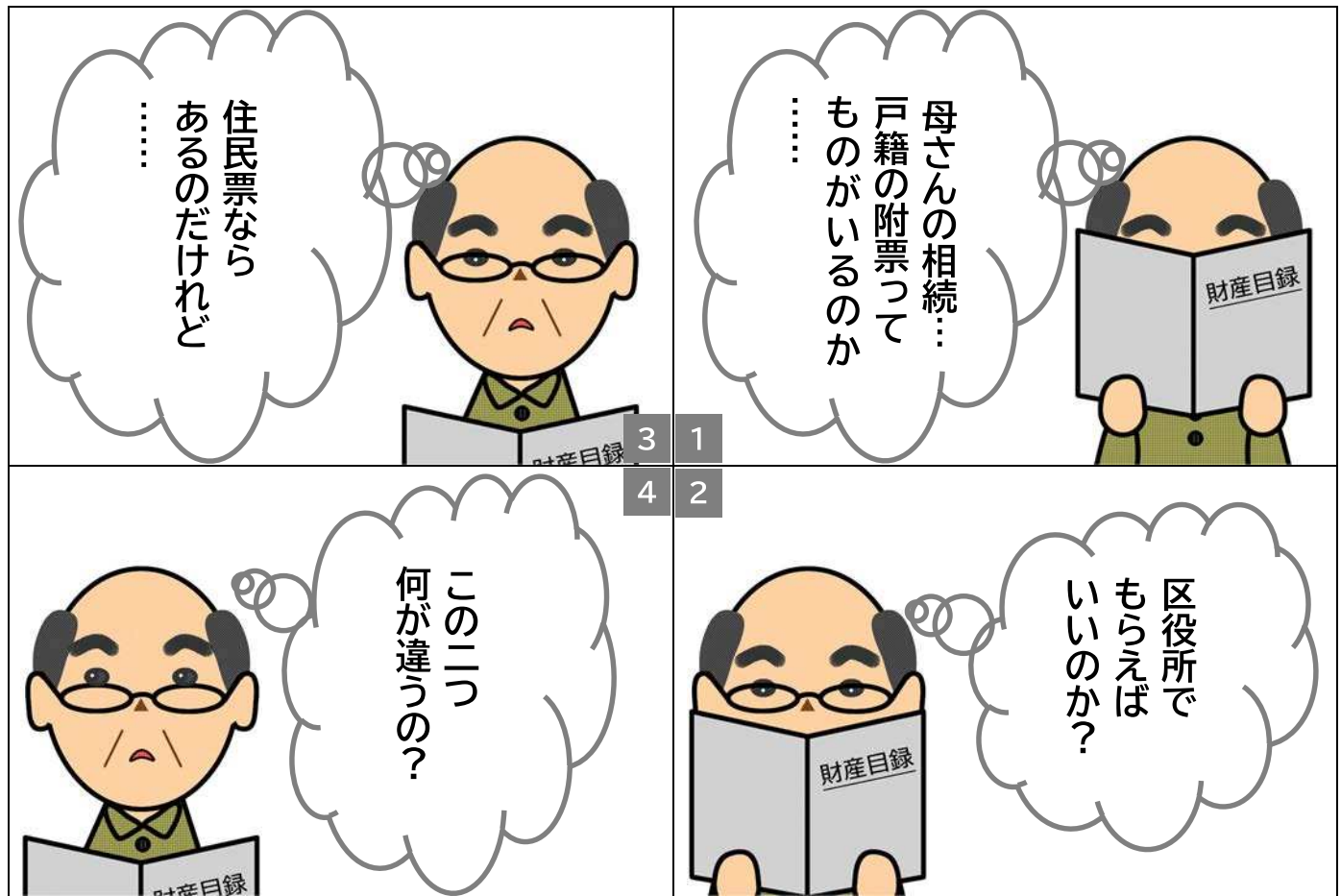


戸籍の附票と住民票の違い

相続の手続きにはさまざまな書類が必要になりますが、中には似通った内容の書類があり、戸惑うこともあります。今回は相談事例を通じて、戸籍の附票と住民票の違いについてご紹介します。



ケーススタディー

相続手続きについて調べていたところ、必要書類の一つに戸籍の附票がありました。

この戸籍の附票は住所を証明するものということですが、住民票と何が違うのでしょうか。

基本的には以下のような違いがあります。請求先も異なりますので、ご注意ください。

- 住民票 → 現在の住所を証明するもの
- 戸籍の附票 → その戸籍が作られてから現在もしくは除籍されるまでのすべての住所を証明するもの

戸籍の附票と住民票の定義

戸籍の附票と住民票は似ていますが、違いがあります。

(1) 戸籍の附票

戸籍の附票は名のとおり、戸籍に付随しているものです（住民基本台帳法（以下、法）第 16 条）。

その戸籍が作られてから、現在もしくはその戸籍から除籍されるまでのすべての住所が記載されています。

本籍地の市町村と特別区に戸籍の原本と一緒に保管されているため、**本籍地での請求**が必要となります。

(2) 住民票

一方、住民票は居住を記録するものです（法第 5 条・第 6 条）。

現在の住所地を管理するため住民登録をすることから、**現住所の市町村**で取得します。現住所の前に住民登録をしていた住所があるときは、従前の住所が記載されます。



戸籍の附票と住民票の違い

戸籍の附票と住民票の違いについて下記表にまとめました（法第 7 条・第 12 条・第 17 条・第 20 条）。

自治体によって記載内容が異なる場合があります。省略されているものについては、申し出があれば記載されます。

■ 戸籍の附票と住民票の違い

	戸籍の附票	住民票
管理地	本籍地	現住所の市町村
記載内容	① 本籍(省略) ② 筆頭者(省略) ③ 氏名 ④ 住所の変遷 ⑤ 住所を定めた年月日 (転入届を出した日) ⑥ 生年月日 ⑦ 性別	① 現住所 ② 世帯主(省略) ③ 氏名 ④ 出生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 続柄(省略) ⑦ 従前の住所 ⑧ 現住所の市町村の住民となった年月日 ⑨ 住民票コード(省略) ⑩ 本籍(省略) ⑪ 筆頭者(省略) ⑫ 住所を定めた年月日と届出年月日 ⑬ 個人番号(省略)
請求できる人	本人・配偶者・直系血族	本人・同世帯の人

実際に必要となったときに請求先を間違えないよう、ご注意ください。